

令和3年7月27日

保護者様

横浜市立都田中学校  
校長 横山 康孝

## 警報発表時及び災害等における学校の対応について

横浜市教育委員会からの通知により、風水害等の「警報」発表時、及び大地震等の「災害」発生時における、生徒の安全確保のため、次のように対応しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 1 警報発表時

- (1) 午前6時の時点で、『特別警報』『暴風警報』『大雪警報』『暴風雪警報』または『降灰予報』が横浜市内(「神奈川県全域」または「神奈川県東部」または「横浜・川崎」)に発表継続中の場合は、原則として『臨時休業』になります。土日の活動(部活動等)についても活動しません。
- (2) 上記の警報等以外の警報が発表されている場合は、原則として授業を行います。登校時刻の変更などの措置が必要な時は緊急連絡を行います。
- (3) 登校後、上記の警報等が発表された場合には、校長が生徒の安全確保のための措置をとります。(時間短縮など)

※なお、警報が発表されていなくても、安全が確保できないという保護者の判断があった場合は、無理をされずに生徒の登校を見合わせてください。(「非常変災等による出席停止」という扱いとなります。)

### 2 大地震等の災害発生時

市域のいずれかで、『震度5強以上』の地震が観測された場合

- (1) 直ちに授業を打ち切り、個人カードに記載された引取者に引き渡しを行います。
- (2) 保護者等への引き渡しができるまで、生徒は学校に留め置きます。
- (3) 警戒宣言が解除されるまで学校は休校となります。
- (4) 登校前に発生した場合は休校となります。

※ただし、震度5弱以下の場合は、原則として集団下校となります。